

基本的考え方

- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するため、有資格者となるための都道府県知事が行う研修(以下「認定研修」という。)とする。
- 認定研修は、一定の知識・技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するためのものである。このため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことが目的であり、講義を中心として効果的に行うことによりその目的を達成することとする。

研修内容等（案）

事 項	主 な 内 容
実施主体	都道府県（都道府県が認定研修を実施する上で適当と認める民間団体等に委託可）
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度を想定
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目等は、別紙のとおり 時間数は、講義及び演習を合わせて24時間程度。 <u>授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫する必要がある。</u> 特に、講師の選定に当たっては、認定研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
受講資格等の確認	<u>都道府県は、受講希望者が受講の申込みをする際に、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認を行わなければならない。その際、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行うものとする。</u> また、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を行うものとする。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報を事前に周知する必要がある。
科目の一部免除	<u>○保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者及び放課後児童クラブ等の放課後児童指導員等として実務経験を有する者が、それぞれの保有資格・職種により既に研修したと同等の知識等を有すると認められる場合には、研修科目の一部を免除する方法が考えられるが、その取り扱いについては、以下の案が考えられる。</u>

事 項	主 な 内 容
科目の一部免除 (続き)	<p>(案1)3種類の資格に共通すると考えられる知識・技能に相当する科目「④子どもの発達理解」及び「⑪保護者との連携・協力と相談支援」を一括して免除する</p> <p>(案2)(案1)に加えて、それぞれの保有資格に該当すると考えられる知識・技能に相当する科目を個別に免除する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校等の教諭となる資格を有する者については、「⑤児童期(6歳～12歳)の生活と発達」を免除 ・ 保育士の資格を有する者については、「⑤児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「⑥障害のある子どもの理解」、「⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」及び「⑬子どもの基本的な生活面における対応」を免除 <p>(案3)放課後児童クラブの放課後児童指導員として5年以上の実務経験を有する者については、「①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」を免除する</p> <p>(案4)具体的な免除科目については、各都道府県の判断により、保有資格、職種、経験年数等を勘案して決定する</p> <p>※また、これまでに都道府県又は市町村が実施した放課後児童指導員等の資質の向上を図るための研修や、民間団体等が実施した同種の研修を受講した者が、当該研修で既に履修した科目については、全国共通した認定研修制度の導入の趣旨を踏まえると、免除の対象としないことが適当と考えられるが、その取り扱いをどのように考えるか。</p>
研修期間	原則として2～3か月以内で実施
研修教材	研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
通信学習	<p>○受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、通信学習の導入は効果的であると考えられるが、①認定研修が想定している時間数が24時間程度と比較的少ないこと、②通信学習を実施する際に必要となる教材の開発に時間を要するとともに、費用負担の問題が発生すること、③都道府県の事務負担が増大すること、などから、平成27年度から全国一律に導入することは困難ではないかと思われる。</p> <p>○例えば、通信学習に適した科目としては、項目・科目(案)の「2. 子どもを理解するための基礎知識」の④～⑧が考えられるが、今後、これらの科目の教材の開発や都道府県の実施体制の状況などを勘案しながら、導入の準備が整った都道府県から順次実施していくなどの方法が考えられるが、どのように考えるか。</p> <p>(参考)他制度の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 介護職員初任者研修(130時間)は、各科目ごとに上限を超えない範囲の通信学習の時間数を設定し、最大合計40.5時間の範囲内で実施できるとし、実施の有無や具体的な実施方法等は、実施主体である都道府県が決定する。 ➢ 児童発達支援管理責任者研修(30.5時間)、相談支援従事者初任者研修(31.5時間)及び家庭的保育者研修(基礎研修(21時間※実習を除く)・認定研修(40時間※実習を除く))は、通信学習を導入していない。

事 項	主 な 内 容
受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講
既修了科目の 取り扱い	<p>○認定研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取り扱いについては、以下の案が考えられる。</p> <p>(案1)受講者の負担軽減の観点から、既に履修した科目は修了したものとみなし、都道府県が受講者に対し、一部科目修了証を発行する</p> <p>(案2)研修の質を確保する観点から、同一の都道府県で一定の期間内に履修することを基本とし、履修認定は行わない</p> <p>*実施する上での留意点:都道府県ごとに実施時期が異なることや定員との関係などについて考慮する必要がある</p>
修了評価	<p>○研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、各受講者の習得度の評価を実施する方法としては、以下の案が考えられる。</p> <p>(案1)各科目ごとに、その終了時にレポートを提出する</p> <p>(案2)各曜日ごとに、その日に履修した科目をすべてまとめて、その終了時にレポートを提出する</p> <p>(案3)認定研修終了時(最終日)にレポートを提出する</p> <p>*ここでいう「レポート」とは、科目の履修又は認定研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを考えており、このレポート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないが、どのように考えるか。</p>
修了認定	都道府県は、認定研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定研修修了証(仮称)」を都道府県知事名で交付

実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00~10:30	ガイダンス			
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00~13:00)				
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30~14:40)				
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10~16:20)				
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00~10:30	ガイダンス					
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00~13:00)						
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30~13:00	ガイダンス					
13:00~14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30~9:00	ガイダンス							
9:00~10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(10:30~10:40)								
10:40~12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯

【参考1】

保育士等の資格等取得に必要な履修科目について

保育士			社会福祉士		小学校教諭				
(資格取得方法) 指定保育士養成施設で所定の課程・科目を履修し卒業、 又は保育士国家試験に合格			(資格取得方法) 福祉系4年制大学卒業(指定科目履修)、社会 福祉士養成施設卒業等で、社会福祉士国家試 験に合格		(教員免許状取得方法：一種免許状) 大学等で学士の学位等の基礎資格を得て、かつ所定の教 科及び教職に関する科目の単位を修得し免許状を取得				
科目名		単位数	科目名		時間数	科目名	単位数		
教養科目 (8以上)	外国語(演習)	1	●人体の構造と機能及び疾病 ●心理学理論と心理的支援 ●社会理論と社会システム	30時間	30時間	教科に関する科目 (8)	国語(書写を含む。)、社会、算数、 理科、生活、音楽、図画工作、家 庭及び体育の教科に関する科目 のうち一以上	8	
	体育(講義)	1							
必修 科目	①保育の本質・ 目的に関する 科目(13)	保育原理(講義)	2	○現代社会と福祉	60時間	教職に関 する科目 (41)	教職の意義 等に関する 科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務 及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機 会の提供等	2
		教育原理(講義)	2	○社会調査の基礎	30時間				
		児童家庭福祉(講義)	2	○相談援助の基盤と専門職	60時間				
		社会福祉(講義)	2	○相談援助の理論と方法	120時間				
		相談援助(演習)	1	○地域福祉の理論と方法	60時間				
		社会的養護(講義)	2	○福祉行財政と福祉計画	30時間				
		保育者論(講義)	2	○福祉サービスの組織と経営	30時間				
	②保育の対象の 理解に関する 科目(12)	保育の心理学Ⅰ(講義)	2	○社会保障	60時間	教育の基礎 理論に関す る科目	・教育の理念並びに教育に関 する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程(障 害のある幼児、児童及び生徒 の心身の発達及び学習の過 程を含む。) ・教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項	6	
		保育の心理学Ⅱ(演習)	1	○高齢者に対する支援と介護保険制度	60時間				
		子どもの保健Ⅰ(講義)	4	○障害者に対する支援と障害者自立支援 制度	30時間				
	③保育の内容・ 方法に関する 科目(14)	子どもの保健Ⅱ(演習)	1	○児童や家庭に対する支援と児童・家庭 福祉制度	30時間	教育課程及 び指導法に 関する科目	・教育課程の意義及び編成の 方法 ・各教科の指導法 ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機 器及び教材の活用を含む。)	22	
		子どもの食と栄養(演習)	2	○低所得者に対する支援と生活保護制度	30時間				
		家庭支援論(講義)	2	○保健医療サービス	30時間				
		保育課程論(講義)	2	■就労支援サービス	15時間				
		保育内容総論(演習)	1	■権利擁護と成年後見制度	30時間				
④保育の表現技 術(4)	保育内容演習(演習)	5	■更生保護制度	15時間	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリング)に 関する基礎的な知識を含む。 の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4		
	乳児保育(演習)	2	○相談援助演習	150時間					
	障害児保育(演習)	2	○相談援助実習指導	90時間					
⑤保育実習(6)	社会的養護内容(演習)	1	○相談援助実習	180時間	教育実習		5		
	保育相談支援(演習)	1							
総合演習(2)	保育実践演習(演習)	2			教職実践演 習		2		
選 択 必 修 科 目	保育に関する科目(上記①～⑤の系列より科目設 定)	6以上	※科目・時間数は一般養成施設における カリキュラム。 ※福祉系4年制大学等においては、上記 ○の科目に加え、●から1科目、■から1 科目を選択して履修。		1, 200時間	教科又は教職に関する 科目(10)	上記のうちいずれかの科目 又は上記に準ずる科目	10	
	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)	2							
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ(演習)	1				その他修得が必要な科 目 (8)	・日本国憲法 ・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作	8	
合計		68以上	合計			介護等体験	七日間の介護等体験	-	
又は 保育士国家試験			かつ 社会福祉士国家試験			合計		67	

【参考2】

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(抄)

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

放課後児童支援員に係る都道府県認定研修の項目・科目及び時間数（案）

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割
- ③ 放課後児童クラブに関連する子ども家庭福祉施策

2. 子どもを理解するための基礎知識【6.0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4.5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの基本的な生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

合計 24時間(16科目)

項目・科目（今回案）

項目・科目（前回案）

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割
- ③ 放課後児童クラブに関連する子ども家庭福祉施策

2. 子どもを理解するための基礎知識

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

- ⑬ 子どもの基本的な生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割
- ③ 放課後児童クラブに関連する子ども家庭福祉施策

2. 子どもの発達等についての基礎知識

- ④ 子どもの発達理解の基礎
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解の基礎
- ⑦ 養育困難な家庭の子ども・保護を必要とする子どもと社会的養護の理解

3. 放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と遊び支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- ⑪ 保護者との連携・支援
- ⑫ 学校・地域との連携

4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

- ⑬ 子どもの健康管理・情緒の安定及びおやつと食の安全(アレルギー対応等)
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

5. 放課後児童支援員として求められる役割・機能

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件（案）【項目1－①】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1－① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもと子育て家庭の状況や共働き家庭の子どもの生活の特徴などを学ぶ。 ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的・役割について理解する。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを養育する家庭と母親が就労する家庭・ひとり親家庭の状況 ○保護者が就労する家庭の子ども(6歳～12歳)の放課後等の生活 ○保護者が昼間家庭にいない子どもに安心して利用できる居場所としてふさわしい環境の整備—幼児期からの切れ目のない支援の必要性 ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的・役割(児童福祉法第6条の3第2項) ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の内容 ○放課後児童支援員の認定の仕組みの内容
講師要件	放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 など

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件（案）【項目1-②】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉の理念と子どもの権利についての基礎知識を学ぶ。 ○放課後児童クラブにおける子ども・保護者の人権の尊重と法令の遵守、社会的信頼を得て行わなければならないことの基本について理解する。 ○放課後児童クラブの目的に即した機能・役割の基本について理解する。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識 ○放課後児童健全育成事業の一般原則(省令第5条第1項、第2項) ○放課後児童クラブにおける権利擁護・法令遵守の内容 ○放課後児童クラブにおける倫理規範 ○放課後児童健全育成事業に求められる機能・役割
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件（案）【項目1－③】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1－③ 放課後児童クラブに関連する子ども家庭福祉施策
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○今日の子ども家庭福祉施策の概要を学ぶ。 ○放課後児童クラブと関わりのある子ども家庭福祉施策の内容を学ぶ。 ○子ども家庭福祉施策と連携・協力をして、放課後児童クラブの事業運営を進めることの必要性について理解する。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○今日の子ども家庭福祉施策－児童福祉法及び子ども・子育て支援新制度と「地域子ども・子育て支援事業」 ○障害児(者)福祉の施策 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児(者)福祉制度の現状(児童福祉法、障害者基本法、障害者総合支援法等における障害児(者)支援) ・「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援事業」 ○児童虐待対応等の施策 ○「市町村(家庭児童相談室等)」と地域における子育て相談 ○「要保護児童対策協議会」と放課後児童クラブの役割 ○児童館と「児童館ガイドライン」 ○「放課後子供教室」との連携協力
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件（案）【項目2-④】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-④ 子どもの発達理解
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達の基礎を学ぶ。 ○子どもの育成支援のために子どもの発達を理解することの大切さを学ぶ。 ○発達理解のための自己学習の教材と学習方法を学ぶ。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達を学ぶことの意義 ○子どもの発達を理解するための基礎知識 ○子どもの社会性の発達 ○子どもの発達と育成支援 ○子どもの発達理解を深めるために—自己学習の教材と学習方法—
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件（案）【項目2-⑤】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○発達からみた児童期の一般的な特性を学ぶ。 ○児童期の発達についての基礎を学ぶ。 ○児童期の発達について自己学習するための教材と学習方法を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○発達面からみた児童期の一般的特性 ○幼児期(保育所・幼稚園)から児童期(小学校)の移行の発達面からの考察 ○7、8歳の頃の発達の特性 ○9、10歳の節目(言葉・思考・人格の諸相における発達の变化) ○11、12歳の思春期の入り口(発育面の变化と社会化・個性化の同時進行) ○発達支援の場としての放課後児童クラブの役割(生活の中における発達の試行錯誤・自治的活動の大切さと支援のあり方)
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件（案）【項目2-⑥】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑥ 障害のある子どもの理解
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの育成支援を進めるために求められる障害理解の基礎を学ぶ。 ○障害理解のための自己学習の教材と学習方法を学ぶ。 ○障害児(者)福祉に関する今日の施策の概要を学ぶ。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障害とは何か一障害についての現在の考え ○子どもの障害・発達障害とその特徴 ○放課後児童支援員が障害のある子どもを理解する際に心がけること ○障害児(者)福祉に関する今日の施策の概要 ○障害理解をより詳しく学ぶための教材と学習方法
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 養護教諭 など</p>

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件（案）【項目2-⑦】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○特に配慮を必要とする子どもの実際について理解する。 ○児童虐待の現状と取組についての概略を学ぶ。 ○特に配慮を必要とする子どもについて、放課後児童クラブがそれぞれの事業などと協力して取り組むべきことを学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○今日の特に配慮を必要とする家庭(家庭の養育基盤の変化／ひとり親家庭と子どもの養育／子どもの貧困／等)の状況 ○児童虐待(児童虐待の捉え方とその実態／虐待が子どもに及ぼす影響と虐待を受けた子どもにみられる特徴／虐待の気付きと虐待を疑ったときの対応)への対応 ○要保護児童対策協議会と放課後児童クラブの役割 ○養育困難な家庭に対する相談支援の実際から学ぶこと(市町村(家庭児童相談室等)／児童相談所／保育所／などにおける相談の実際から学ぶこと)
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司 ウ 乳児院又は児童養護施設の長 など

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件（案）【項目3-⑧】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブに通うことの必要性と放課後児童クラブでの遊び・生活の意味を子どもの視点で捉え、理解する。 ○子どもに必要な育成支援の内容について理解する。 ○育成支援の技法(コミュニケーションの方法、場の理解やトラブルの予防と対応、個人・集団別支援計画等)を学ぶ。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの視点から見た、放課後等の「遊び・生活の場」としての放課後児童クラブの課題 ○放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の内容 ○子どもの育成支援に当たって放課後児童支援員が心がけること ○子どもの育成支援の内容に即した放課後児童支援員の仕事のあり方 ○育成支援を充実させるために必要となる技術(子ども理解と子どもとのコミュニケーション／子どもの活動場面や状況の理解と生活の見通し／子ども同士のいざこざやトラブルの予防と対応／個人・集団別の支援の見通し(計画)／等)
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 など

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件（案）【項目3-⑨】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生活における遊びの大切さについて理解する。 ○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を学ぶ。 ○子どもの遊びについて多角的に学ぶことの必要性について理解する。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○遊びと発達 ○遊びと仲間関係 ○遊びと環境 ○子どもの遊びと大人の関わり ○子どもの遊びへの放課後児童支援員の関わり(遊びの自主性、創造性を大切にする／関わり方に多様な視点を持つ／子どもの遊びを援助できる関わりを工夫する) ○子どもの遊びに関する先行研究
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など</p>

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件（案）【項目3-⑩】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもを受け入れるに当たって取り組むことを理解する。 ○放課後児童クラブでの育成支援に当たって留意することを学ぶ。 ○保護者への支援や関係機関との連携のあり方について理解する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの受け入れに当たって取り組むこと ○放課後児童クラブにおける障害のある子どもの育成支援 ○保護者との連携・支援 ○障害のある子どもを支援する際の見通しの立て方と専門機関との協力 ○障害のある子どもに対する虐待を防止する取組
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 など

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件（案）【項目4－⑪】

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4－⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもと保護者が安心して利用できる放課後児童クラブにするために求められる保護者との関わりのあるあり方について理解する。 ○保護者との連携、保護者組織との協力等のあり方について理解する。 ○保護者からの相談への対応、支援のあり方を学ぶ。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの機能・役割を踏まえた保護者との関わりのあるあり方 ○保護者との連携の具体的な方法 ○保護者組織との連携・協力のあり方 ○保護者との協力・連携に当たって配慮すること ○保護者からの相談への対応の考え方と配慮すること
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件（案）【項目4-⑫】

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑫ 学校・地域との連携
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○学校との連携の必要性とその方法について理解する。 ○保育所・幼稚園等との連携の必要性とその方法について理解する。 ○地域との連携の必要性とその方法について理解する。
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○学校との連携—子どもの生活の連続性を確保すること ○学校との連携の際に考慮すること 2. 保育所・幼稚園等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○保育所・幼稚園等との連携の必要性—就学前後の連続性の確保、子どもの環境の変化への対応 ○保育所・幼稚園等との連携の際に考慮すること 3. 地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの成長・発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性 ○放課後等の子どもの安全を地域全体の協力で維持しようとする取組—日常の取組とあわせて、自然災害や子どもが犯罪に遭う事件等が契機となった取組など ○日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関との連携の必要性
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件（案）【項目5-⑬】

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑬ 子どもの基本的な生活面における対応
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブに通う子どもの特性に配慮した子どもの健康管理・情緒の安定を確保することの必要性と取り組むべき事項について理解する。 ○放課後児童クラブにおける子どもの感染症の予防や健康維持のための衛生管理に取り組むべき事項について理解する。 ○おやつ等の安全、食物アレルギー対応について基礎的な知識を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの子どもの放課後等の健康管理・情緒の安定を図る役割 ○子どもの健康状態や心身の状況の把握と放課後児童クラブでの対応、保護者との連絡 ○放課後児童クラブの施設・設備やおやつなどの衛生管理と子どもの衛生指導 ○食物アレルギーのある子どもへの対応 ○おやつ時の事故(誤飲)への対応—子どもの食と誤飲、誤飲への対応の基礎 ○食物アレルギー事故(アナフィラキシー)・誤飲事故(窒息事故)の救急対応
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 養護教諭 イ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士 ウ 医師 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件（案）【項目5-⑭】

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑭ 安全対策・緊急時対応
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブで取り組む必要のある安全対策・緊急時対応の基本について理解する。 ○安全対策・緊急時対応についての具体的な取組の内容について理解する。 ○安全対策・緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける子どもの安全の考え方 ○放課後児童クラブで取り組む安全対策・緊急時対応 ○事故やけがの防止と対応 ○防災・防火・防犯対策、来所・帰宅時の安全 ○感染症発生時の対応 ○安全対策・緊急時対応を行う際に遵守すべき法令等
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など</p>

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件（案）【項目6-⑮】

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童支援員に求められる資質・技能について理解する。 ○放課後児童支援員の仕事内容について理解する。 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方について理解する。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童支援員に求められる資質・技能 ○放課後児童支援員の仕事内容(1)[子どもの育成支援／保護者との伝え合いと保護者の相談支援／学校、保育所・幼稚園、地域の関係機関、団体との連絡・調整／子どもの基本的な生活面における安全・安心の対応／安全対策・緊急時対応(科目⑧～⑭)の要点を確認] ○放課後児童支援員の仕事内容(2)[(1)を支える業務と事業運営に必要な事務等(会議、打ち合わせ等による情報の共有／子どもの様子及び育成支援の記録と、職場内における検討／事務〔記録・便り等の作成、おやつに関する事務、会計事務等〕／衛生管理、安全点検など] ○放課後児童クラブの職場運営における放課後児童支援員の役割 ○事業内容の向上への取組
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 など

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件（案）【項目6-⑯】

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理に関する基礎的な事項について理解する。 ○放課後児童健全育成事業を行う運営主体のコンプライアンス体制のあり方について理解する。 ○放課後児童クラブ・放課後児童支援員の社会的責任と実際に仕事を進めるうえでの職場倫理の必要性について理解する。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業運営内容の概略と、事業運営の基本的な考え方 ○職場責任者の役割 ○要望・苦情への取組 ○運営内容の自己評価と公表 ○運営主体のコンプライアンス体制(個人情報保護等)のあり方 ○子ども・保護者の人権を尊重する職場倫理の確立
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など</p>